

被扶養者要件の見直しに伴う健康保険法等の一部改正について

今般、健康保険法の一部が改正され、被扶養者認定について要件が追加されることになりました。
つきましては、現在、下記の認定要件に該当しない被扶養者がおられる被保険者においては、施行日以降お認めができなくなりますので、事業所経由で「健康保険被扶養者（異動）届」にて抹消届を作成いただき、健康保険被保険者証等（高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証も含む）を添付してご提出をお願いいたします。

記

◇ 現行の被扶養者認定要件に追加される要件

「日本国内に住所を有するもの」

ただし、日本国内に住所を有しないが、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎がある方として、下記の方は例外となります。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する家族
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方であって、②と同等と認められる方
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方

注：日本国内に住所を有していても、次の方は扶養認定できません。

- ㊦ 医療滞在ビザで来日している方
- ㊧ 観光、保養を目的としたロングステイビザで来日している方

◇ 施行日

令和2年4月1日（抹消日はこの日付になります）

◇ 経過措置

この改正により被扶養者でなくなる方が、施行日（令和2年4月1日）時点で保険医療機関に入院している場合は、入院中の資格は継続とし、退院日の翌日を抹消日といたしますので該当する場合は当組合までご連絡ください。

上記①～⑤に該当する方につきましては、次回の被扶養者検認時に、確認書類を提出していただく事になります。また、次回検認の際に、この改正法にともなう抹消対象者がおられた場合は、

令和2年4月1日に遡っての抹消となりますので、ご注意ください。